

中小企業賃上げ環境整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 奈良県商工会連合会長（以下「連合会長」という。）は、人手不足や物価高騰に悩む中小企業等が生産性向上を図り、持続的な賃上げを実現するため、商工会議所または商工会の専門的な助言・支援を受けて省力化や収益力向上に資する設備投資等を実施する事業であって、本要綱に定める賃上げ要件等を満たした者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業等」とは、別紙1に掲げる者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、中小企業等であって、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 奈良県内に補助事業を実施する事業所を有すること。
 - (2) 商工会議所または商工会による伴走支援を受けて持続的な賃上げに資する省力化や収益力の向上の取組にかかる事業計画を策定していること。
 - (3) 実績報告時における直近1か月分の給与支給総額を、令和8年3月と比べて2.9%以上増加させること。この場合における給与支給総額は、賃上げ前及び賃上げ後の両方の賃金台帳に登載された全従業員（非常勤を含む。）に支払った給与（所定内給与をいい、賞与、法定福利費、福利厚生費及び退職金を除く。）をいい、役員報酬を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 県税を滞納している者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者
 - (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者
 - (7) その他補助金を交付することが不相当であると連合会長が認める者

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第4条 補助金の補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、奈良県内で実施し、

商工会議所または商工会による専門的な助言、指導を受け、省力化や収益力向上に資する設備等を導入する事業とする。ただし、国又は地方公共団体が交付する他の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象事業としない。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助上限額及び補助下限額については別表1に定めるとおりとする。
- 3 本補助金の交付を受けることができるのは、一事業者につき一回限りとする。

（補助金の交付の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、商工会議所または商工会の支援により事業計画を作成した後、速やかに次の各号に掲げる書類を添えて、連合会長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 中小企業賃上げ環境整備支援補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 誓約書（第2号様式）
 - (3) 事業計画書（第3号様式）
 - (4) 見積書等の写し（1件あたり100万円（税込）超の機械装置等を購入する場合、原則2者以上）
 - (5) 中小企業賃上げ環境整備支援事業に係る事業支援計画書（第4号様式）
 - (6) 貸借対照表および損益計算書（直近1期分）の写し（法人のみ）
 - (7) 直近の確定申告書（【第一表、第二表、および収支内訳書（1・2面）】もしくは【第一表、第二表、および所得税青色申告決算書（1～4面）】の写し（個人のみ）
 - (8) その他連合会長が必要と認める書類
- 2 本補助金にかかる申請、報告等の手続きについては、原則として電子申請によるものとする。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除金（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第6条 連合会長は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合において、審査により適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に対し、中小企業賃上げ環境整備支援補助金交付決定通知書（第5号様式）により、補助事業者はその旨を通知するものとする。

- 2 連合会長は、別に定めるところにより、中小企業の経営に知識を有する者の意見を参考に前項の決定を行うものとする。
- 3 連合会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件

を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した書面を連合会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(変更等の承認の申請)

第8条 第6条第1項の通知を受けた補助事業者は、規則第5条第1項の承認を受けようとするときは、中小企業賃上げ環境整備支援補助金変更承認申請書(第6号様式)に積算根拠となる書類を添えて連合会長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合。
- (2) 補助対象経費の経費区分間の20パーセントを超えない範囲で変更しようとする場合。
- (3) 補助対象事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業遂行に影響を及ぼさない事業計画の細部を変更する場合。

2 連合会長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、当該内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、変更の承認を行い、中小企業賃上げ環境整備支援補助金変更承認通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、速やかに中小企業賃上げ環境整備支援補助金中止(廃止)承認申請書(第8号様式)を連合会長に提出しなければならない。

4 連合会長は、前項の申請書を受理したときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは、中止又は廃止の承認を行い、中小企業賃上げ環境整備支援補助金中止(廃止)承認通知書(第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、第6条第1項の交付決定により生じる権利の全部又は一部を、連合会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(指示及び検査)

第10条 連合会長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の遂行について、連合会長の要求があったときは速やかに中小企業賃上げ環境整備支援補助金遂行状況報告書(第10号様式)を連合会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は第8条第4項の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の12月25日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、連合会長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業賃上げ環境整備支援補助金実績報告書（第11号様式）
- (2) 納品等が確認できる書類（納品書、引渡書等）
- (3) 経費支出の証拠書類（領収書、銀行振込明細書等）
- (4) 賃金増加率計算表（第12号様式）
- (5) 賃上げ前（令和8年3月）1か月分の賃金台帳の写し
- (6) 賃上げ後1か月分の賃金台帳の写し
- (7) 補助金振込先の通帳の表紙及び表紙裏の見開きの写し
- (8) その他連合会長が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付）

第13条 連合会長は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、中小企業賃上げ環境整備支援補助金額の確定通知書（第13号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて、連合会長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業賃上げ環境整備支援補助金請求書（第14号様式）
- (2) その他連合会長が必要と認める書類

3 補助金の支払は精算払とする。

（交付決定の取消し等）

第14条 連合会長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第3項の規定により連合会長が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。
- (3) 第10条の規定による連合会長の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第15条 連合会長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 連合会長は、前項の返還の請求に係る補助金で、規則第16条第3項によりやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者からの申し出により返還の期限を延長することができる。

3 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税

等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに連合会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（財産の管理等）

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等に係る取得財産等管理台帳（第11号様式別紙4）を備え管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 規則第20条第2号の奈良県知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により奈良県知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、中小企業賃上げ環境整備支援補助金取得財産処分申請書（第15号様式）を連合会長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 連合会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合であって、その収入の全部又は一部を連合会に納付すること。

（補助金の経理等）

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存し、連合会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連合会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。

補助対象者となる中小企業等

要綱第3条第1項第1号で規定する「中小企業賃上げ環境整備支援補助金交付事業」における中小企業等（補助対象者）は当該事業の交付申請時点において日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）等がされ、奈良県内に補助事業の実施場所※1※2（工場や店舗等）を有し、令和8年3月時点における常時使用する従業員※3の数が1人以上で、以下のA）～E）のいずれかに該当する者※4に限る。

- ※1「補助事業の実施場所」とは、補助対象経費となる機械装置等を設置する場所、又は格納、保管等により主として管理を行う場所をいう。申請時点で建設中の場合や土地（場所）のみを確保して建設予定である場合は対象外とする。補助事業の実施場所が自社の所有地でない場合、交付申請までに不動産登記事項証明書により所有権が移転していることや賃貸借契約書等により使用権が明確であることが必要となる。
- ※2場所の範囲は、労働基準法における事業場の範囲と同一の考え方であり、工場や店舗等のように、継続的に作業が行われる場所を指す。場所を一つの単位として捉え、同一場所にあるものは原則として一つの補助事業の実施場所とし、場所的に分散しているものは原則として別の実施場所とする。
- ※3「常時使用する従業員の数」は令和8年3月時点において常時使用する従業員の数で判断する。具体的には、「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）上の常時使用する従業員をいい、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」をいう。これには日雇労働者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれない。また、役員は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当せず、「常時使用する従業員」には該当しない。代表取締役や専従者等の従業員に当てはまらない者が含まれていることが判明した場合、採択取消し等になることがある。
- ※4「業種」については「日本標準産業分類第14回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱いについて」に準拠し、改訂された場合は改訂後のものに準拠する。

1. 補助対象者

A) 中小企業者

下表に該当する者であること（「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）第2条第1項各号に規定する「中小企業者」）。該当しない組合又は連合会や財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人及び法人格のない任意団体は補助対象外とする。

① 会社又は個人

業種	定義
製造業、建設業、運輸業、旅行業、その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は個人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社又は個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社又は個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社又は個人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は個人
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社又は個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は個人

② 組合又は連合会

組合形態	定義
企業組合	—
協業組合	—
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	—
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会	—
商工組合、商工組合連合会	—
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	—
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者
内航海運組合、内航海運組合連合会	構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者
技術研究組合	構成員の3分の2以上が上記A)、企業組合、協業組合に該当する者

B) 小規模企業者・小規模事業者

下表に該当する会社又は個人であること。

小規模企業者・小規模事業者は補助率が2/3であるが、補助金交付候補者としての採択後、交付決定までの間に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合は、補助率1/2となる。また、交付決定後、補助事業実施期間終了日（補助事業完了日をいう。以下同じ。）までの間に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合も同様となる。

業種	定義
製造業、その他	常時使用する従業員の数が20人以下の会社又は個人
商業・サービス業	常時使用する従業員の数が5人以下の会社又は個人
宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数が20人以下の会社又は個人

C) 特定事業者の一部

下表に該当する者であること（「中小企業等経営強化法」第2条第5項に規定する「特定事業者」の一部）。

① 会社又は個人

業種	定義
製造業、建設業、運輸業、その他	常時使用する従業員の数が500人以下であって資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社又は個人
卸売業	常時使用する従業員の数が400人以下であって資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社又は個人

小売業又はサービス業	常時使用する従業員の数が300人以下であって資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社又は個人
ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅館業	常時使用する従業員の数が500人以下であって資本金の額又は出資の総額が10億円未満の会社又は個人

② 組合又は連合会

組合形態	定義
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	構成員の3分の2以上が、常時300人（卸売業を主たる事業とする事業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時300人（酒類卸売業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの
内航海運組合、内航海運組合連合会	構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの
技術研究組合	構成員の3分の2以上が下記のいずれかに該当する者であるもの <ul style="list-style-type: none"> ・上記C) ① ・企業組合又は協業組合

D) 特定非営利活動法人

以下の要件を全て満たす特定非営利活動法人であること。

- ① 「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行うものであること。
- ② 従業員数が300人以下であること。
- ③ 「法人税法」（昭和40年法律第34号）第2条第13号に規定する「収益事業」を行う特定非営利活動法人であること。
- ④ 認定特定非営利活動法人ではないこと。
- ⑤ 交付決定時までに本事業に係る「中小企業等経営強化法」第17条に規定する「経営力向上計画」の認定を受けていること。

なお、従業員数が20人以下の場合は小規模企業・小規模事業者とみなし、補助率が2/3であるが、補助金交付候補者としての採択後、交付決定までの間に従業員数が21人以上となった場合は、補助率1/2となる。また、交付決定後、補助事業実施期間終了日までの間に従業員数が21人以上となった場合も同様となる。

E) 社会福祉法人

以下の要件を全て満たす社会福祉法人であること。

- ① 「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）第32条に規定する所轄庁の認可を受け設立されている法人であること。
- ② 従業員数が300人以下であること。
- ③ 「法人税法」第2条第13号に規定する「収益事業」を行う社会福祉法人であること。

なお、従業員数が20人以下の場合は小規模企業・小規模事業者とみなし、補助率が2/3であるが、補助金交付候補者としての採択後、交付決定までの間に従業員数が21人以上となった場合は、補助率1/2となる。また、交付決定後、補助事業実施期間終了日までの間に従業員数が21人以上とな

った場合も同様とする。

2. 補助対象外事業者

以下に該当する事業者は補助対象外とする。申請内容から該当すると判断した場合は不採択となる。また、採択決定後であっても該当することが判明した時点で補助対象外となり、採択決定取消し又は交付決定取消しを行う。

① 次の(1)～(5)のいずれかに該当する事業者（みなし大企業）。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業※が所有している中小企業者等。
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等。
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等。
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等。

※・「大企業」とは、「中小企業基本法」に規定する中小企業者以外の者であり、前記A)～E)に該当しない場合、大企業に該当する。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上記A)の表の数字を超え、C)にも該当しない場合、大企業に該当する。また、自治体等の公的機関に関しても、中小企業基本法の範囲外であり、大企業とみなす。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- i) 「中小企業投資育成株式会社法」（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ii) 「投資事業有限責任組合契約に関する法律」（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合
- iii) 「銀行法」（昭和56年法律第59号）に規定する特定子会社（以下「投資専門会社」という。）が株式を保有し、銀行法及び銀行法施行規則に規定されている代表者の死亡及び高齢化その他の事由に起因してその事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社（以下「事業承継会社」という。）
- iv) 事業承継会社が株式を保有する法人

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上をみなし大企業が所有している中小企業者もみなし大企業として取り扱う。
- ・上記(3)の役員には、会社法（平成17年法律第86号）第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。
- ・JV（協同企業体）構成員の申請においては、JV（協同企業体）の出資総額の過半数が大企業又はみなし大企業である場合は本規定を準用し補助対象外とする。
- ・本条件の適用は、補助対象事業実施期間中にも及ぶ。

- ② 公募開始日時点において、確定している（申告済の）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える事業者。
- ③ 申請以降に前記A)～E)のいずれにも該当しなくなった事業者及びみなし大企業に該当することとなった事業者。ただし、補助事業実施期間終了日の後に前記A)及びC)の資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数を越えることとなった事業者及びみなし大企業に該当することとなった事業者は補助対象外とならない。
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者。
- ⑤ みなし同一事業者 親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社の申請しか認められない。また、親会社が議決権の50%超

を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、いずれか1社の申請しか認められない。なお、個人が複数の会社それぞれの議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなす。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が、議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなす。なお、みなし同一法人の判定にあたっては、配偶者・親子及びその他生計を同一にしている者はすべて同一として取り扱う。加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者が同じ法人についても同一法人とみなし、そのうち1社の申請しか認められない。本補助金を目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められない。これらにあてはまる複数の事業者が同一締切回において申請した場合には、申請した全ての事業者において公募申請要件を満たさないものとして扱う。

- ⑥ 申請時に虚偽の内容を提出した事業者。
- ⑦ 応募申請時点において、一時的に資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数の増加を行うなど、専ら本事業の補助対象者となることのみを目的として、資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数を変更していると認められる事業者。
- ⑧ 事業の遂行に主体的でないと判断される事業者。
- ⑨ 補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者。

別表 1

本補助金の補助対象事業は、別紙 1 に規定する中小企業等が奈良県内で行う事業とし、その補助率、補助額及び補助対象経費は以下のとおりとする。

補助率	補助額	補助対象経費
中小企業等：1/2以内 ※1 小規模企業者等：2/3以内 ※2	上限額：500万円 下限額：50万円	省力化や収益力向上に資する機械装置等費、システム構築費、クラウド利用費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、借料、専門家謝金、専門家旅費、調査費、委託・外注費

※1 「中小企業等」は、「小規模企業者等」以外の者をいう。

※2 「小規模企業者等」は、要綱第2条別紙1の「1. 補助対象者」のうち、B) に掲げる者及びD)、E) のうち従業員数が20人以下の者をいう。